

# 山梨県公報

第千九百九十六号

平成二十一年

十一月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………五九九  
 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………五九九  
 家畜伝染病の発生(三件)……………六〇〇  
 家畜等の移動を禁止する区域の指定(三件)……………六〇〇  
 家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………六〇一  
 県営土地改良事業計画の変更……………六〇二  
 一般競争入札について……………六〇二  
 教育委員会……………六〇三  
 山梨県指定史跡の指定……………六〇三  
 山梨県公立高等学校及び山梨県特別支援学校入学者募集定員……………六〇三

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第一項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十二日

山梨県総合県税事務所長

丹澤

博

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社キョーサ	山梨県南アルプス市田島八二〇番地	平成二十一年十一月一日

### 山梨県告示第三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事

横内正明

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(三) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大渡一六〇六五・一六〇七二の一・字西村八九一三・八九三二・字中加倉九二八七の一・九二八八の一・字上河原六二八五・六二八六・六二八七・六二八九・字大野山六四九八の四五〇・六四九八の六・六四九八の六九八・六四九八の九二（以上一四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつば	患畜	一	甲府市善光寺	平成二十一年

ち	十月五日
---	------

山梨県告示第三百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつば	患畜	三	北杜市 須玉町若神子	平成二十一年 十月十五日

山梨県告示第三百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつば	患畜	二	北杜市 須玉町若神子	平成二十一年 十月二十三日

山梨県告示第三百四十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

甲府市中央二丁目、中央三丁目、中央五丁目、城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目、城東五丁目、青沼二丁目、朝氣一丁目、朝氣二丁目、朝氣三丁目、砂田町、里吉一丁目、里吉二丁目、里吉三丁目、里吉四丁目、東光寺一丁目、東光寺二丁目、東光寺三丁目、善光寺一丁目、善光寺二丁目、善光寺三丁目、酒折一丁目、酒折二丁目、酒折三丁目、元紺屋町、愛宕町、東光寺町、善光寺町、酒折町、古府中町、蓬沢町、上阿原町、向町、国玉町、里吉町、桜井町、和戸町及び横根町

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月五日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百四十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

北杜市須玉町大豆生田（田屋及び覚林寺の地域に限る。）、藤田、大蔵、若神子、若神子新町、六平（二日市場の地域に限る。）、東向（東向下の地域に限る。）、小倉（中尾及び小倉の地域に限る。）及び境之沢、北杜市明野町下神取（浦田、神取、前町及び神明の地域に限る。）、浅尾新田（白山、踊石、長坂、古屋敷、栃沢及び陣場の地域に限る。）、浅尾（洞、西古新田及び東古新田の地域に限る。）及び上神取（上和田、中川原、寺前、向原及び大日河原の地域に限る。）並びに北杜市高根町下黒沢（東入、大日向、女蚊窪、前田、宮渡戸、向大下、横山及び八斗蒔の地域を除く。）、蔵原（川久保、作道、新井、西入及び東久保）及び箕輪（下耕地、猫沢、大坪尻、大林窪下及び大林原）

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月十五日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百四十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

北杜市明野町上神取、下神取（前町の地域に限る。）、浅尾新田（長坂、栃沢の地域を除く。）及び浅尾（坂南、西畑、薬師堂、坂北、洞、俵石、宮後、天神、池之下、吉良窪、竹之内及び向堤の地域に限る。）、北杜市須玉町六平（中村、二日市場の地域に限る。）、若神子、藤田、大蔵、小倉（上小倉の地域を除く。）及び東向（東向下の地域に限る。）並びに北杜市高根町箕輪（大林、大坪原、下雲雀沢、大坪尻、大林窪下、大林原、下耕地及び猫沢の地域に限る。）、蔵原（前久保、東久保及び宮の前の地域を除く。）、小池（丸戸の地域に限る。）及び下黒沢（坂上、後田、斜、穴道、馬場、以後田、向林、大窪、打越、湯沢、泥里及び向大下の地域に限る。）

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年十月二十三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百四十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する

区域の指定（平成二十一年山梨県告示第三百号）は、解除する。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（増穂西部地区農村振興総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十一年十一月十二日から同年十二月十日まで

#### 三 縦覧場所

増穂町役場

#### 四 異議申立期間

平成二十一年十二月十一日から同月二十五日まで

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県グループウェアシステム機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

#### 3 借入期間

平成二十二年三月二十二日から平成二十六年一月三十一日まで

#### 4 納入場所

知事が指定する場所

#### 二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第二百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

#### 三 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

情報政策課情報通信基盤管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

#### 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年十一月二十四日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

#### 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十一年十一月十三日（金）から平成二十一年十一月二十六日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年十二月二十二日（火）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

#### 5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年十二月二十一日（月）午後五時までに山梨県企画部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否  
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他  
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:  
Computer equipment:groupware system 1 set

2 Date and time for tender:  
2:00PM December 22,2009

3 Bureau in charge:  
Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government  
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。

平成二十一年十一月十二日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

史跡名勝天然記念物の部

史跡

名称	員数	所在地	所有者	指定地域
甲府城愛宕山石切場跡	1	甲府市愛宕町八十五番二、八十六番	財務省関東財務局甲府財務事務所	甲府市愛宕町八十五番二の一部、八十六番一六三七・八平方メートル

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員

平成二十二年山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十一年十一月十二日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

平成二十二年山梨県公立高等学校等入学者募集定員  
（全日制課程）

甲府工業				甲府東	甲府南		甲府西	甲府第一		葦崎工業	葦崎		北杜		学校名	
土木科	建築科	電気科	機械科	普通 数学 コース	理数 科	普通 科	普通 科	英語 科	普通 科	(電子機械科・電気科・情報 技術科・環境化学科・理工数工 学科・システム工学科)	文理科	普通 科	総合 学 科	理数 科	普通 科	学科(コース)名
(一)	(一)	(二)	(二)	(七) 二八〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(六) 一八〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(四) 一四〇	(一) 三〇	(三) 一二〇	定員
(七) 二八〇				(七) 二八〇	(七) 二八〇		(七) 二八〇	(七) 二八〇		(六) 一八〇	(七) 二八〇		(八) 二九〇		計	

峡南				市川		増穂商業		白根	巨摩	農林					甲府昭和	甲府城西	
インテリア コース	建築 コース	建築 インテリア 科	電子 機械 科	英語 科	普通 科	情報 処 理 科	商 業 科	うち 国際 文理 コース	普通 通 数 コース	食 品 科 学 科	造 園 緑 地 科	環 境 土 木 科	森 林 科 学 科	シ ス テ ム 園 芸 科	普 通 科	総 合 学 科	電 子 科
一五	一五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(三) 二〇〇	(二) 七〇	(二) 六〇	(六) 二二〇	(六) 二四〇	(一) 三五	(一) 三五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三五	(八) 三二〇	(八) 三〇〇	(一) 四〇
(四) 二二〇				(四) 一六〇		(四) 一三〇		(六) 一三〇	(六) 二四〇	(五) 一六五					(八) 三二〇	(八) 三〇〇	

		上野原		都留	塩山		山梨	日川	笛吹			身延				
デザインコース	化学・デザイン科	理数科	普通科	普通科	商業科 (商業科・情報システム科・国際経済科)	普通英語コース	普通英語総合コース	普通科	総合学	果樹園芸科	食品化学科	普通科	理数科	普通科	情報ビジネス科	土木科
二〇	(一)	(一)	(三)	(七)	(三)	(五)	(六)	(七)	(三)	(一)	(一)	(三)	(一)	(二)	(一)	(一)
		三〇	一一〇	二八〇	九〇	一一〇	二二〇	二八〇	一〇〇	四〇	四〇	一一〇	三〇	八〇	三〇	三〇
		(四) 一五〇		(七) 二八〇	(八) 二八〇		(六) 二二〇	(七) 二八〇		(八) 三〇〇			(三) 一一〇			

全国募集	合計	甲陵	大月短期大学附属		甲府商業			富士河口湖	富士北稜	吉田		桂		谷村工業			
		普通科	商業科	普通科	情報処理科	国際科	商業科	普通英語コース	総合学	理数科	普通科	文理科	普通科	電子情報科	建設科	機械システム科	環境化学コース
		(二)	(二)	(二)	(三)	(一)	(四)	(七)	(七)	(一)	(七)	(一)	(四)	(一)	(一)	(一)	一五
		八〇	七〇	八〇	一〇五	三五	一四〇	二八〇	二八〇	四〇	二八〇	三〇	一六〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	(二八九) 七、一五〇	(二) 八〇	(四) 一五〇		(八) 二八〇			(七) 二八〇	(七) 二八〇	(八) 三三〇		(五) 一九〇		(四) 二二五			

学校名	学科名	定員	計
甲陵普通科	科	(一) 四〇	(一) 四〇

全日制合計	(一九〇) 七、一九〇
-------	----------------

(注) 一 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 二 定員欄の「一」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。  
 三 葦崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。  
 四 塩山高校は、商業科三学科を一括して募集する。  
 五 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。  
 (定時制課程)

学校名	昼夜別	学科名	定員	計
甲府工業	夜	建築科	(一) 四〇	(三) 一三〇
		電気科	(一) 四〇	
		機械科	(一) 四〇	
葦崎	昼	普通科	(一) 四〇	(一) 四〇
巨摩	夜	普通科	(一) 四〇	(一) 四〇
山梨	夜	普通科	(一) 四〇	
都留	夜	普通科	(一) 四〇	
谷村工業	夜	普通科	(一) 四〇	(一) 四〇
		情報経理科	(一) 四〇	
	昼	普通科	(二) 六〇	
		情報経理科	(一) 四〇	

中央	ひばりが丘		夜	計	
	夜	昼			
定時制合計	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科
	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(一) 四〇
	(三) 九〇			(五) 一八〇	
	(一六) 五九〇				

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
 (通信制課程)

中央	学校名	学科名	定員	計
		普通科	一〇〇	二〇〇
		衛生看護科	一〇〇	

(特別支援学校)

盲	学校名		部	学科名	定員
	高等部	幼稚部			
				普通科	若干名
				普通科(重複障害)	若干名
				保健療科	八
				専攻科・保健療科	八



かえで支援		ふじみくら支援		やまびこ支援		わかば支援		あけぼの支援		甲府支援		ろ う		
高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		幼稚部
普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	専攻科・理療科
若干名	三二	若干名	一六	若干名	一六	若干名	三二	若干名	八	若干名	八	若干名	八	若干名

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番